

令和3年第2回京丹波町議会臨時会

令和3年2月10日（水）

開 会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 2号 公の施設の指定管理者の指定について

第 5 議案第 3号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

1 番 岩 田 恵 一 君

2 番 野 口 正 利 君

3 番 谷 口 勝 巳 君

4 番 隅 山 卓 夫 君

5 番 村 山 良 夫 君

6 番 坂 本 美智代 君

7 番 鈴 木 利 明 君

8 番 西 山 芳 明 君

9 番 北 尾 潤 君

11 番 東 まさ子 君

12 番 山 田 均 君

13 番 谷 山 眞智子 君

14 番 篠 塚 信太郎 君

15 番 森 田 幸 子 君

16 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（8名）

町	長	太	田	昇	君							
副	町	長	谷	俊	明	君						
参	事	中	尾	達	也	君						
参	事	山	森	英	二	君						
企	画	財	政	課	長	松	山	征	義	君		
総	務	課	長	長	澤	誠	君					
保	健	福	祉	課	長	岡	本	明	美	君		
に	ぎ	わ	い	創	生	課	長	栗	林	英	治	君

6 出席事務局職員（2名）

議	会	事	務	局	長	藤	田	正	則
書	記	山	口	知	哉				

開議 午前9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、議場内では、出席者及び傍聴者におかれても全員マスク着用としております。

また、議場内空気換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時少し開けた状態にしております。会議の進行におきましても休憩を取り、休憩中に議場内の空気換気をさせていただきます。

ほかにも、感染予防対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席に空間を取り、着席いただくようにしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、本日の議案に対して、簡潔明瞭な質疑・応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番議員・北尾 潤君、11番議員・東まさ子君を指名します。

#### 《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されております案件は、議案第2号ほか1件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

2月5日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議を行い、同日に全員協議会が開催されました。

1月15日から2月4日にかけて議会広報常任委員会が随時開催されました。

1月22日に全員協議会が開催されました。

2月2日に新庁舎建設特別委員会が開催されました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定について～日程第5、議案第3号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）》

○議長（梅原好範君） 日程第4、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についてから、日程第5、議案第3号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第2号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、特産館 和の指定管理者に一般社団法人和知ふるさと振興センターを指定するものであります。

議案第3号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）につきましては、補正前の額14億5,445万円に、今回2,830万5,000円を追加し、補正後の額を14億6,275万5,000円とすることをお願いしております。

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種の実施に向け、令和2年度において予算

措置が必要となります経費につきまして計上をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） それでは、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定につきまして補足説明を申し上げます。

特産館 和につきましては、農林産物の直売、食材の利用などこの施設を拠点に旧和知町の産業の活性化を図ることを目的として、平成10年4月に設置されたものでございます。

指定管理期間が本年3月31日をもって終了することから、今回、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、指定管理者として最も適当であると認める団体を候補者として選定したものでございます。

指定期間につきましては、長期的な運営によって安定した経営が可能となるよう、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

以上、簡単ではございますけれども、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第3号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかりますワクチン接種の実施に伴い、円滑な接種業務の推進に向け、令和2年度中に対応が必要となりますワクチン接種に対する経費及び接種体制等確保に対する経費につきまして計上をお願いするものであります。

初めに、事項別明細書4ページの歳出をご覧ください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、予防費につきまして、新型コロナワクチン予防接種事業として2,830万5,000円の計上をお願いするものであります。

主な内容といたしまして、12節、委託料では、予防接種業務委託料として2,532万1,000円の計上をお願いするものです。

内訳といたしまして、医療従事者等の接種に係るワクチン接種業務委託に282万9,000円を、また、接種体制確保に向けた発送及びコールセンター等の各種業務委託に2,229万4,000円を計上しております。

また、接種に伴う案内通知など必要な経費として、10節、需用費の印刷製本費に26万

8,000円を、また、11節、役務費の通信運搬費に149万1,000円を計上いたしております。

また、業務に必要となります電話回線設置工事やパーティションや消毒液等の物品整備等につきましてそれぞれ必要な額の計上をお願いしております。

次に、3ページの歳入をお願いします。

本事業に係ります財源は全額国庫支出金が交付されることとなり、16款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、衛生費国庫負担金の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金に402万9,000円を計上するとともに、同じく2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金の新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金に2,427万6,000円の計上をお願いするものであります。

以上、議案第3号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第2号 公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑ありますか。

谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 議案第2号につきまして、二、三ご質問させていただきます。

和知在住の者といたしまして、こよなく特産館 和を愛する者でありまして、出荷者協議会の一員としての立場でご質問させていただきます。

まず初めに、今回の指定管理の公募は、特産館 和を運営している和知ふるさと振興センターの運営が赤字経営であるために一般公募したのであって、そのほかに大きな要件があったのかどうか、町長の目標の所見をお伺いしたいと思います。

続きまして、和知ふるさと振興センターが候補者として議案提出されておりますけれども、この議案、和知ふるさと振興センター理事会でこの計画書及び収支計画書の議決がなされているのかご質問いたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） まず1点目でございますけれども、今回の指定管理の公募につきましては、先ほど補足説明でも申し上げましたけれども、公の施設の指定管理の条例に基づきまして、広く多くの方にも活用していただくということもありますので、そういった面も含めまして今回公募という形を取らせていただいたところであります。

それから、もう1点目のふるさと振興センターでの理事会での承認は得ているのかという

ことでございますけれども、今回提出されました計画につきましては、年度当初のふるさと振興センター自体の計画の中にも盛り込んでいただいているものでございまして、それを今回の事業提案書という形で提出をされているものでございます。計画書につきましては、さらに新たな取組等も追記をされておりますけれども、おおむね年度当初の事業計画の中に汎用されたものであるということでございます。

それから、もう1点でございますけれども、定款に基づく議案という形にはなっておりませんので、年度当初の計画に基づいて今回提出をされているというような状況でございます。

理事会の承認は、当初計画は得ておりますけれども、指定管理に関する書類の提出については、臨時会の案件でないということで臨時会の承認は得てないということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 1問目は町長にお伺いしたんですけれども、もう一度お願いします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 公の施設の指定管理について、赤字であるから公募をしたのかというような趣旨のご質問であったかと思っておりますけれども、これは赤字とか黒字とかは関係なしに、前回の指定管理の決定の際に選定委員会を開いた中で、次からはできるだけ広く募集をしてはどうかというような答申がされたところでありますので、それに従って広く公募をしたほうが町としてのメリットがあるということで公募をさせていただいたところでございます。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 先ほどの谷口議員の発言は答弁漏れの指摘ということで、これより2回目の質問とします。

谷口君。

○3番（谷口勝巳君） 後日、3公募者の計画書を頂きました。熟読させていただいたんですけれども、大きな公募の目的は、指定管理料の大幅な増による町の負担の問題と、それから、いまだなお経営が改善されておらず赤字経営が続いているということに尽きると思うんですけれども、この計画書を拝見いたしますと、5年間計画で候補者については2,000万円を堅持されております。

一方、A団体につきましては、いろんな改革を伴う事業を発展いたしまして、5年先の1,000万円の目標を立てております。

この審査結果の表を頂きまして、僅か2点差ということで候補者に決定したんですけれども、この一番大きな問題の評価はどこに反映されているのか、町長にお伺いしたいと思いま

す。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当然、指定管理料というのも1つの大きな要素になってくると思いますが、A団体は確かに半減をしておるわけでありまして、そうした指定管理料が減ることは町にとって負担が減るということで非常にメリットがあることですが、実現可能性といったところも評価になったというふうに考えるところでございます。詳しくは課長から報告をさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 指定管理料2,000万円ということでございますが、その部分につきましては、指定管理者の公募要項等も公募に際して作成して公募された方にお渡しをしております、その中に指定管理料という項目がございます、指定管理料の上限額2,000万円ということでございます。ただし、社会経済情勢の変化でありますとか、また、実績等によりまして指定管理料を変更する必要があるときは、指定管理の期間中でありましても、町は指定管理料を変更することができる、もちろん、両者の協議の中でそういった指定管理料は幾らかということで決定していくというような内容を盛り込んでおります。今、議員がおっしゃいましたように、5年間の計画をつけていただいております。その中で2,000万円という提示もございます。しかしながら、選定委員会で選定させていただいたという過程の中で、もちろんそういったところも含めて判断したということでございます。和知ふるさと振興センターを候補者として提案させていただいてるということでございますが、やっぱり今までの実績がありまして、着実に取り組んでいただけるのではないかなというような期待もプレゼンテーションの中で感じておりましたし、何といたしまして地域の今まで培われた取組、また、地域と一緒に一体となって特産館 和を今まで営業していただけてるというようなところがやはり一番評価が高くて、今回、この議案の提案に至ったところで理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 谷口君。

○3番（谷口勝巳君） いろいろ説明いただいたんですけども、私、一番問題なのは、どういう事業を起すにしても、やっぱりチームプレーといいますか、何でもそういう独断の一人親方というのは先細りするということで、私も小さな会社を興してるんですけども、理事9名を置いて、どんな小さなことでも相談してそれを決定しなければ業務に遂行しないという、私はそういう考えを持って日々の活動を続けております。先ほど栗林課長からご説明いただ



きましたけども、当初に決めた理事会での内容を遂行したということで、公募に当たっての理事会は特産館 和の関係者に聞きますと、1回も開かれてないというような情報も入っております。これは一部で全員の方に確認はしていないんですけれども、これはいかがなものかというふうに思います。やっぱり公募となると、ほかにも応募してくるわけですので、落ちるか生きるかの瀬戸際でございます。こんなときに理事会及び評議委員会を開かず一存で提案事項を出すということは、一人親方そのものにすぎません。こういうことにおいては、先行き5年間の営業体制に全員の方でやっていくという姿が見受けられないというふうに思っております。定款というものは、これは法人にとっては非常に貴重なものでありまして、重要なものでございます。これを経営者としては背中に背負って、皆さんの力を得ながら経営を遂行していくものであると思っております。和知ふるさと振興センターの定款にも、第27条にあります理事会の権限という大きな項目があります。これはその権限の中に業務遂行の決定という大きな役づけがあります。そして、第28条には、その理事会は理事長が招集するとうたっております。これがなされてないということは、議案書自体が全員の総意で作られたものではないというふうに私は判断するんですが、町長どうのお考えですか。お聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今ご指摘をいただいておりますのは、和知ふるさと振興センターのガバナンスの問題かというふうに理解をしておるところであります。ほかのA団体、B団体についても、これが取締役会なり最高決定機関の決定を受けて出されているのかというところまでは、町としては確認はしていないところでありまして、当然、選定委員会に出されてくる資料は、それぞれの組織の組織決定を受けて提出されているものとして審査をさせていただいたところでございます。議員おっしゃるように、計画遂行に当たっては、それぞれの団体で一致団結してやっていくということは当然のことありますので、独断で出されているとはなかなか、当然、皆さんの意見を聞いてまとめて出されているというふうに推察しますが、そういう形で事業を進めていただけていただけのものと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 今、谷口議員に対する答弁の中で、課長が特産館 和の事業の決意を評価してというようなことがありましたが、私、特産館 和の計画を読んでいくに当たり、期待できるような決意はあるんですが、このような改革をされるんだなという特筆するようなことが見受けられなかったんです。全体は期待はされてると今ご答弁されてるんですが、この点については特に期待しているというようなことがありましたら教えていただきたい。

それと、計画書の８ページの④に屋外公衆便所、駐車場の運営方針とあります。この中に屋外公衆便所としての取組について、計画が一切、一字も書いてなかったのが、私は大変これが衝撃的で残念に思います。道の駅としたら、やっぱり公衆便所の清潔さというのは皆さん求められるところでありますのに、この点どのようにお考えになっているか、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 和知ふるさと振興センターの計画で改革の部分でございますけれども、和知ふるさと振興センターはご案内のとおり、昨年３月にリニューアルいたしまして、それまでの間に新しい理事の方にも参画をいただきましてプロジェクトチームを結成して、その皆様方から頂いたご意見を基に令和２年度の年度計画も策定をしている中で、新たな取組としましては、従来から計画等には上がっておったわけではございますけれども、さらに都市との交流というところで本年度から黒大豆のもぎ取り体験を行ったり、昨年から丹波栗の農家からの直接的な集荷事業を行っております。その部分は新たな改革として今後もさらに進めていかななくてはならないというようなことで計画をされている部分であります。

それから、もう１点は、鮎ガーデンを例年６月の第３日曜日から運営をしておるわけではございますけれども、そうしたものもうまく活用をしていくということで、アマゴを利用した形で鮎ガーデンの時期を延ばしたり、また、アマゴの直売、それから、地元食材を活用した総菜を自社で製作しまして販売をしていくという部分と、併せまして、新しい商品等が出てくることから、インターネット販売を行って収益増につなげていくという部分が一定新しくなってきているところでございます。

それから、道路情報センターと道の駅の間にあります中央の広場につきましても、国土交通省から許可を得まして、新たな取組としまして多くの方が集えるような場所にしていくということも計画の中に盛り込ませていただいております。そういった部分が新たなところと思っております。

また、ご指摘のありました８ページの屋外公衆便所と駐車場の運営方針につきましては、現在もパート職員を利用しましてしっかりとトイレ等の清掃等は実施をされておまして、常に施設の清掃等も行っておるといところでございますので、そこは引き続きやっていただけのものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 今お答えいただきましたが、これまでの経験からそうした事業をもっと活性化していくという決意であるのかと思います。指定管理料が令和元年度、令和2年度に2,000万円に上げられたときに、今言われたような決意でもって心新たに取り組んでいただきたかったなという思いがありますし、その当時はそうした決意で臨まれていたかとは思いますが、もう少し改革的な計画があれば、指定管理料とか収支の計画書にももっと思い切った計画が出るのではないかと私は想像いたします。今も谷口議員も言われたように、この5年間で指定管理料が2,000万円、同じであるということが、何か私はちょっと改革に意欲的なことが見られないので、その点、行政としてもう一度お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 先ほど長澤課長のほうからも答弁がございましたように、業務管理仕様書のほうに一定収益があった場合ですとか社会情勢の変化、そういったものがあつた場合については、指定管理料を変更することができるということになっております。担当課といたしましても、指定管理料が2,000万円そのままずっと行ってもらうようでは困るという部分もございますので、やはりしっかりとこれから年度協定も結んでいくということになりますので、盛り込ませていただいて取り組んでまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 先ほど谷口議員が質問された関連を質問させていただきたいと思っております。

一般社団法人の事業計画及び収支予算につきましては、模範定款第24条で、毎事業年度開始前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会で承認を受けるものと規定されておりますが、先ほどの説明ですと、当初計画に基づいてというのは令和2年度の事業計画・収支予算に基づいて出してるということになると思うんですが、今回、我々が頂いてる資料につきましては、令和3年度以降の事業計画・収支予算なので、これが社員総会で承認されてるのかいないかということになります。和知ふるさと振興センターの定款はどのように定められていますか。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 定款でございますけれども、まず、理事会の関係でございますけれども、理事会につきましては次の職務を行うということで、第27条にこの法人の業務の執行の決定、それから理事の職務執行の監督、理事長及び常務理事の選定及び解職

となっております。理事会につきましても、理事長が招集するものとするというような定款になっているところがございます。

先ほど篠塚議員からもございましたように、確かに計画につきましても令和3年度以降の計画ということで、実際に和知ふるさと振興センターの令和3年度の計画につきましても、まだこれからの理事会で提案されるということがございます。今回の提案につきましても、令和2年度の計画に基づいて策定をされているということがございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） そうすると、理事会では承認されていないということになると思います。令和3年度については、多分、令和2年度については承認されておると思いますが、それを理事会で承認されていない事業計画・収支予算を議会が先行して審議することというのは、本末転倒ということになりませんか。例えば、それで今回出されてる事業計画・収支予算が理事会で修正または否決された場合、議会の議決自体が否定されるということにはなりませんか。

○議長（梅原好範君） 重要な答弁を求めていますので、ここで暫時休憩に入ります。

休憩 午前 9時39分

再開 午前11時07分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま緊急に議会運営委員会が開催されて、この問題についての議論をいただきました。その内容について北尾議会運営委員長に報告願います。

北尾委員長。

○議会運営委員長（北尾 潤君） ただいま議会運営委員会が開かれまして、指定管理の応募について、またその内容について理事会の承認が得られているのかという問題で、まだ今の時点で確認が取れないということで、所管の産業建設常任委員会に付託され継続審議されることとなりました。報告とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） ただいまの北尾議会運営委員長の報告のとおり、議案第2号 公の施設の指定管理の指定についての議案につきましても、所管の産業建設常任委員会に付託することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 本件につきましても、産業建設常任委員会に付託することと決定いたします。

次に、議案第3号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○12番（山田 均君） 今回提案になっておりますワクチンの接種に関わる分ですけれども、今、報道されているのを聞いておりますと、優先順位を決めて接種していくということになっておるわけでございますけれども、本町としてはどういう進め方をするのか。

それから、今回の予算が何名分ぐらいを対象とされているのか。

今、報道されているところによりますと、ワクチンを保存する冷凍庫について、京丹波町の場合でしたら2台というようなことも言われておりますが、住民に対してワクチン接種を進めていく上で、例えば旧町ごとに分けてやるということになれば、当然、冷凍庫は3台要るということになるんですけれども、その辺のこれからの考え方について伺っておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） まず、本町の取組につきましては、昨年の12月18日に京都府の第1回目の説明会が開催されまして、その後、町のほうでも情報を収集いたしまして、今年の1月8日に関係します担当参事と保健福祉課、医療政策課、総務課の危機管理室とで調整会議を持たせていただきまして、その後、3回程度開催をさせていただいております。その間、船井医師会との協議と申しますか、お願いにも上がらせていただきましたり、理事会のほうには太田町長にも出席をいただきまして、協力の依頼をしていただいたところでございます。

今後におきましては、現在、京丹波町のコロナウイルス感染症対策本部という組織を持っておりますので、その下部組織としまして対策室を設置する予定としておりまして、そういった体制で取り組んでいきたいということを考えております。

それから、何名分の予算を見ているのかということでございますが、まず、年度内に接種が始まりますのが医療従事者等を想定をさせていただいております。当初、一部、65歳以上の高齢者等につきましても、年度内接種が見込まれておりましたけれども、現在は医療従事者等ということですので。これにつきましては、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口が1万3,616人ございまして、国が言っております接種対象である16歳以上の方ということで、1万2,427人を基本として現在は考えております。このうち1割程度の方が年度内に接種されるのではないかと予算の要求をさせていただいたときには見込んでおりま

して、1, 242名分を想定しております。

今後の取組でございますけれども、旧町ごとに1会場ずつを基本として会場を設けたいと考えております。まだ一部選定は至ってないところもございますけれども、先ほど冷凍庫の活用ということでお尋ねもございましたけれども、今言われておりますファイザーというところのワクチンにつきましては、マイナス75度の保管を保たなければならないということで、本町にも冷凍庫が3月中に1台届くということになっております。それにつきましては、瑞穂保健福祉センターの保健福祉課内に1台設置を予定しております。そこを起点としまして必要なワクチンを会場に運ばせていただくというような流れになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○12番（山田 均君） これからの取組の状況をお聞きしまして、具体的には住民に周知もしなければならないと思うんですけども、その辺はどういう周知の仕方をされていくのか。ワクチンを接種しないという方も中には当然あるかもしれませんが、そういうことも含めてどのような住民への徹底を考えているのか伺っておきたいと思えます。

それと、もう1つ併せてお尋ねしたいのは、このワクチン接種の事業とは別かもしれませんが、国のほうから今回コロナ対策としての対応分、また、地域経済への支援金ということで、合わせて1億7,182万2,000円という額が交付金として支給されるというようなことも聞くわけでございますけども、これについてはどのような考え方をしているのか、伺っておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 1点目のお尋ねでございました住民への周知方法につきましては、まず、65歳以上の高齢者の方が対象になるということで、今、国のほうからも通知を受けております。3月上旬に案内をすることを想定をしております。封筒のほうに案内通知なり接種券、それから、まだこれからレイアウト等が示される予定となっておりますが、予診票というものと、あとはチラシ、それから返信用封筒を同封させていただきます。接種希望の有無を記載をした確認票を返送をしていただくようなことを想定をさせていただいております。その返信を3月下旬までにさせていただきまして、その結果を基に日程等を決めさせていただいて、国の条項によりまして発送時期が4月上旬になるかも分かりませんが、接種日時の案内を改めて郵送をさせていただきたいと思っております。国の動向によりまして若干前後する可能性もありますけれども、3月上旬からは案内のほうに入りたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 国の地方創生臨時交付金第3次配分の関係です。

現在、調整を行っております、令和3年度の当初予算での執行を予定していたものも含めまして前倒しを行いまして、3月補正予算において予算の計上をするべく、現在、関係部署等々との調整を行っているという状況でございます。

金額につきましては、先ほどおっしゃったとおり、1億7,182万2,000円の内示を受けております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 今回の事業の前に、まず、町内における感染状況は14人と承知しておりますけれども、現在、入院されている方、また、自宅で療養されている方、何人いらっしゃるのか。大方の方はもう既に元気になられているというふうに存じておりますけれども、例えば府でありましたら8,609人ですけれども、既に7,513人退院されたという報告を頂戴しております。併せて町の状況について第1点お伺いいたします。

それから、今回のような集団接種というのは自治体にとっても、まさに未経験なことでございます、相当な事前準備が求められると思っております。大変ご苦勞でございますけれども、命に関わることでありますので、町を挙げて対応をお願いしたいということでございます。

そこで、お医者さん、看護師さんの確保をどうするかということが大変大きな問題になってこようと思っております。現在、京丹波町病院では、常勤のお医者さんがお二人、非常勤の方が五、六人というふうに承知をいたしておりますけれども、いずれにしましても、このことが大変重要になってこようと思っております。ついては、医師会との連携が重要であろうと思っております。

もう1つ、山田議員の質問されたことを除いて申し上げれば、例えば会場に行けない人についてはどういう対応をするのか。例えば集団施設であるとか訪問診察に行っておられる先、京丹波町では35人いらっしゃいますけど、そういうことを含めてどういう対応をされるのかということでもあります。先ほど申しましたように、医師会との連携をしっかりとやっていただくということで、今度の接種で一番問題になるのは、私は、問診ではないかと思っております。これが大変時間がかかるし、お医者さんも必要です。そういう事柄を短くする、合理的なやり方を構築することが、今度の成功の1つの大きなポイントになるのではないだろうかと思っております。

いずれにしましても、今度のワクチンは大方の評価は大きな心配はないということござ

います。1人でも多く町民の皆さんに受けていただき、そして、コロナを制圧するということが大変重要なことでもありますので、2回注射を受けていくということは大変難しいことでもありますので、いずれにしても合理的な、それから効率的な仕組みづくりをこれからしていただいて、町民のみんなが安心してワクチンを受けられる体制をつくっていただきたいことを心から願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 中尾参事。

○参事（中尾達也君） まず、私のほうからは、1点目の町内の感染された方の状況につきましてご報告させていただきます。

ご承知のように、これまでに本町で14名の方が感染をされております。そのうちお一人を除きまして、13人の方については退院なり入院勧告解除ということで、コロナの感染の影響が解消されたというふうに判断されまして、1名の方はまだ入院勧告解除に至っていないという状況にあると思われまます。

また、その方が入院されているか自宅におられるかというような部分に関しましては、申し訳ございませんが、詳細についてご報告いたしかねますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 2点目にご質問がございました医師、看護師等の確保ということでございますけれども、鈴木議員おっしゃいますとおり、今現在も船井医師会等に協力の要請をせんだってからさせていただいてるところでございます。また、その具体的なことにつきましては、今現在も調整中ございまして、本日明確なご回答ができかねる部分もございまして、引き続き協力を要請させていただきたいと考えております。

それから、会場へ来れない方の対応につきましても、非常に重要な課題であると認識はしておりますけれども、現時点では検討中ございまして、未確定な状況でございますので、今後また検討させていただきたいと考えております。

それから、問診に時間を要するのではないかというご指摘でございますけれども、確かにほかの自治体の状況を見ておりましたも、問診の時間を要しておられたということもございました。本町におきまして、当日の流れをできるだけスムーズにするためにも、先ほども申し上げてましたとおり、予診票については事前送付を行いまして、前もって記載をしていただくことを想定しております。また、事前の問合せ等につきましても、今回補正予算をお願いしておりますが、コールセンター等を設置させていただきまして、事前対応にもしつか



り対応していきたいと考えております。

また、受診をしていただくタイミング等で事前に主治医の方に相談をしていただくといったような方法もあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 国では個人的接種というのも考えていただいていると思うんですが、行政にそういう通達が来てるのかどうか。

それと、今、年度内に1,242名の対象者が受けるということであるんですが、100%受けていただいたら何よりなんですが、目標といったものはどのように立てられているのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 1点目の個人での接種というのは、直接医療機関等へ行っていただく個別接種のことかと存じますけれども、そちらにつきましても、今現在まだ未確定な状況でございます。また情報がありましたらお知らせをさせていただきたいと思っております。

それから、接種率の目標値でございますけれども、今後3月の定例会でも提案をさせていただくこととなりますけれども、予算上は先ほど申しました16歳以上、今回は1割程度の方を見ておりますが、16歳以上の1万2,427人の方全員に受けていただくということを想定して予算も計上させていただいております。まだ目標値ということまでは明確にお答えできませんけれども、予算のほうはしっかり確保をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

議案第3号 令和2年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査についてを議題とします。

令和2年12月18日に承認を得ました産業建設常任委員会の閉会中の継続調査として、同委員会で継続調査とすることにご異議ございませんか。内容は、先ほどの北尾議会運営委員長の内容でございます。

異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって閉会といたします。

新型コロナウイルス対応の感染特別措置法に基づく緊急事態宣言が京都府には発令中です。皆様におかれましては、感染予防に努めていただき、健康管理に気をつけていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日、この後、議場において全員協議会を開催しますので、大変議員の皆さんにはご苦労さまですが、よろしくお願いいたします。

皆さん、本日は、大変ご苦労さまでした。

午前11時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 北尾 潤

〃 署名議員 東 まさ子